

## 浜松市職員表彰実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市職員の表彰に関する規則（昭和37年市規則第28号。以下「規則」という。）の運用について必要な事項を定める。

### (対象となる職員)

第2条 規則第2条中「その他市長が必要があると認める者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 再任用職員
- (2) 会計年度任用職員
- (3) 浜松市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成15年浜松市条例第37号）第2条の規定により任期を定めて採用された職員

### (表彰基準)

第3条 規則第3条第1項第4号に規定する「市長が特に表彰することが適当であると認めた者」は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職務上有益な発明、発見又は顕著な成果を挙げた者
  - (2) 人命救助を行うなど、職員の模範として推奨すべき善行があった者
  - (3) 職務外において、全国規模の大会で優勝するなど、スポーツ、学術、芸術文化等の分野で特に優秀な成績を修め、浜松市のイメージアップに大きく貢献した者
  - (4) 自己啓発により、職務上有益なものとして別表に定める資格若しくはこれと同等の資格を取得し、又はこれらの資格を取得するための試験に合格した者
- 2 前項に規定するもののほか、市長が特に表彰することが適当であると認めた者については、これを表彰することができる。

### (審査会)

第4条 表彰に関する事項を審査するため、職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員若干人をもって組織し、その庶務は人事課で行う。
- 3 審査会に、会長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 審査会の委員は、会長が指名した者をもって充てる。
- 5 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 6 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 7 審査会は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、審査会を開くいとまがないと認めたとき、又は審査会において審議する事項が定例的な表彰に係る案件であると認めたときは、委員に回議して、これに代えることができる。

(意見聴取)

第5条 規則第6条に規定する「その他市長が必要があると認める者」は、所属長及び審査会とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表(第3条関係)

資格名
技術士、測量士、一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築基準適合判定資格、第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、公認会計士、税理士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、司法書士、中小企業診断士、弁理士、弁護士(司法試験)、社会保険労務士、建築物環境衛生管理技術者

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年2月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。